

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

令和2年7月3日

住 所 大阪府和泉市いぶき野5丁目1番1号  
事業者名 泉北高速鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金森哲朗

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
5000系車両 (8両)	・「号車及び乗降口位置(扉番号)の点字・文字表示」を設置する。 (2019年度)	・計画通り実施済み

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
人員の配置	・車椅子利用者や目の不自由なお客さま等をサポートするため、各駅に配置するステーションアテンダントの必要数を維持する。 (2019年度)	・必要数を維持するため、ステーションアテンダントの要員として3名を採用し配置した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅サイン更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅舎リニューアルを機に柵・美木多駅、和泉中央駅の駅サインをグローバルデザインに配慮し JIS 規格に適合したピクトグラムを使用したわかりやすいサインに更新する。</li> </ul> (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画通りに実施済み</li> <li>※柵・美木多駅 (2019.05)</li> <li>※和泉中央駅 (2020.02)</li> </ul>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通サポートマネージャー研修へ参加する。</li> <li>・ 車椅子利用者の救護を想定した事故復旧訓練を実施する。</li> </ul> (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通サポートマネージャー研修に2名が参加した。</li> <li>・ 和泉市消防本部と連携し、車椅子利用者の救護を含む事故復旧訓練を実施した。</li> </ul>

(2) 移動等円滑化の促進のため(1)と併せて講ずべき措置

<p><b>【ハード対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5000系車両8両に高齢者、障害をお持ちの方に対応した「立ち座りしやすい縦手すり」、視覚障害者に対応した「ドア開案内チャイム」、聴覚障害者に対応した「ドア開閉動作開始ランプ」を設置した。</li> </ul> <p><b>【ソフト対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障害をお持ちの方への駅係員によるサポート、声掛けや見守り</li> <li>・ 各駅に配置したステーションアテンダントによる、高齢者や障害をお持ちの方へのサポート</li> <li>・ 視覚障害者のホームからの転落を防止するため、お客様同士の声掛け等共助を呼びかける、アナウンス、ポスター掲示</li> </ul> <p><b>【情報の共有および対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害をお持ちの方等から当社ホームページや駅窓口等にご意見が寄せられたときは、毎週それを集約し、トップを含む社内の定期連絡会に報告を行うとともに、必要な対策を検討する体制をとっている。令和元年度については特段のご意見がなかった。</li> </ul>
---

**【沿線自治体との連携】**

- ・ 深井駅、泉ヶ丘駅、梅・美木多駅、光明池駅が所在する堺市のバリアフリー検討委員会に参画し、堺市の移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の策定に必要な協力を行った。

**(3) その他**

特になし

II 移動円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(特急車両)	1 4 編成 (両)	1 4 編成 (両)	1 編成	1 編成	1 編成	1 編成	1 編成
普通鉄道(その他)	15 108 編成 (両)	12 84 編成 (両)	13 編成	0 編成	0 編成	12 編成	15 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	16 112 編成 (両)	13 88 編成 (両)	14 編成	1 編成	1 編成	13 編成	16 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 中小企業者でない。</li><li>② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</li></ul>	